

## (連結) 法人税及び地方法人税予定申告書の送付等に関するお知らせ

◎ 国税庁では、前事業年度の(連結)法人税及び地方法人税の確定申告書を国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出された法人の皆様に対しまして、行政経費の削減に努めるため、法人税予定申告書用紙を送付しないこととしております。

◎ 法人税予定申告書用紙を送付しない法人の皆様に対しましては、「法人税の予定申告のお知らせ」をメッセージボックスに格納します。

◎ e-Taxソフトをご利用の場合には、このお知らせ内容から「法人名」、「納付すべき税額」等の欄が初期表示された予定申告書の作成画面に移り、そのまま作成・送信できますので、ぜひご利用ください。

※ メッセージボックスに格納されたお知らせ内容から予定申告書を作成する方法につきましては、裏面をご覧ください。

◎ 法人税予定申告書などの各種様式は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しておりますので、これを印刷してもご利用いただけます。

《参照先》「国税庁ホームページ」→「申告・納税手続」→「法人税」

◎ 平成28年1月1日以後に開始する事業年度等に係る申告書から法人番号の記載が必要です。

法人番号は、特定の法人その他の団体を識別するための番号として、国税庁長官が1法人に対して1番号を指定する13桁の番号で、全ての法人番号の指定を受けた者(法人番号保有者)に対して通知されています。法人番号についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内に掲載しています。

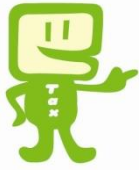
《参照先》「国税庁ホームページ」→「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」→「法人番号について」

(参考)

◎ 消費税中間申告書用紙につきましては、当分の間、メッセージボックスに「消費税の中間申告のお知らせ」を格納している法人の皆様に対しましても、引き続き送付しておりますが、消費税中間申告についても、e-Taxソフトをご利用の場合には、「消費税の中間申告のお知らせ」から中間申告書の作成画面に移り、作成・送信することができますので、ぜひご利用ください。

この文書に記載されている事項につきまして、お分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

# メッセージボックスのお知らせ内容から法人税予定申告書・消費税中間申告書が作成できます！



前事業年度（課税期間）の法人税（消費税）の確定申告書をe-Taxにより提出された法人の皆様に対して、メッセージボックスに「予定（中間）申告のお知らせ」を格納しています。

e-Taxソフトをご利用の場合には、このお知らせ内容から「予定（中間）申告書」を作成することが可能です。

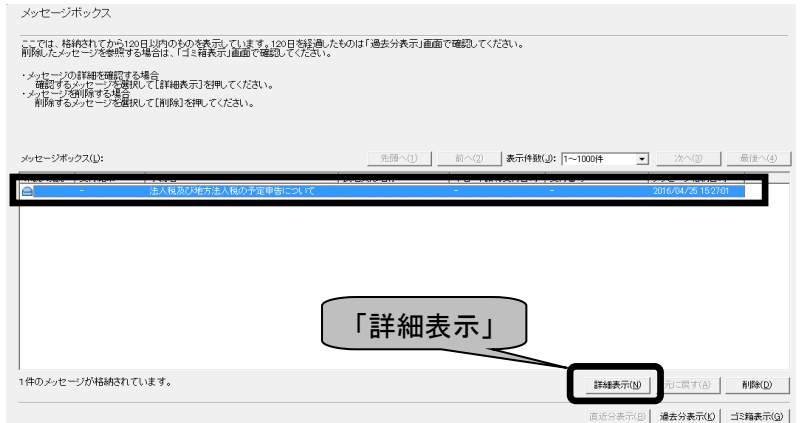
メッセージボックスのお知らせ内容から、「予定（中間）申告書」を作成する方法は次のとおりです。

## ＜法人税予定申告書の作成例＞

### 1 メッセージボックスの確認

予定申告の申告期限月の上旬（例：9月決算法人⇒5月上旬）にメッセージボックスに「法人税及び地方法人税の予定申告について」を格納します。

メッセージボックス内の「法人税及び地方法人税の予定申告について」をクリックし、「詳細表示」をクリックしてください。



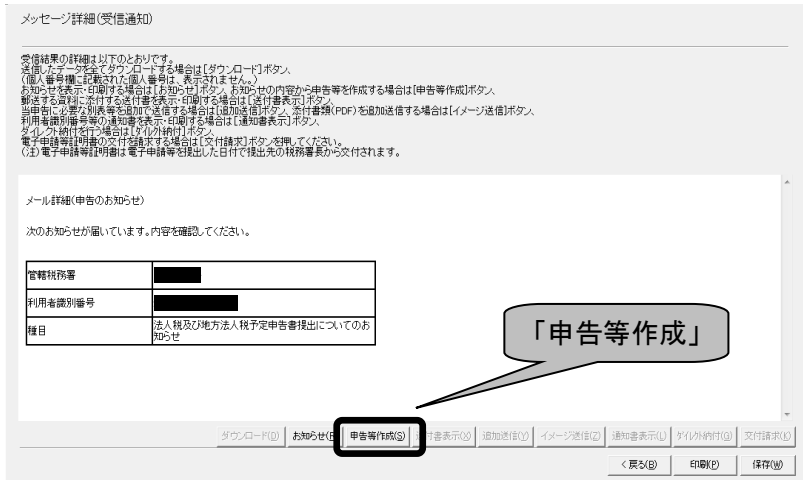
### 2 「申告等作成」をクリック

① 「メッセージ詳細」画面が表示された後、メッセージ下部の「申告等作成」をクリックします。

② 「申告等名称入力」及び「申告・申請等基本情報」を入力すると、予定申告書作成画面に移ります。

（参考）

「申告等作成」の左にある「お知らせ」をクリックすると、納付すべき法人税額等を確認することができます。



### 3 予定申告書の作成・送信

予定申告書の作成画面で、納税地、法人名及び納付すべき法人税額等の初期表示された内容を確認し、「作成完了」をクリックしてください。

作成した予定申告書データは、電子証明書を添付して送信してください。



詳しい情報は e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。